

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 1 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 15 項第 1 号及び第 4 号中「第 43 条の 5 第 6 項」を「第 47 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 5 日

刈谷市長 稲 城 武

刈谷市規則第 2 号

刈谷市予算決算会計規則の一部を改正する規則

刈谷市予算決算会計規則（平成 2 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 号及び第 4 号中「1, 500 万円」を「2, 000 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 5 日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市規則第 3 号

刈谷市契約規則の一部を改正する規則

刈谷市契約規則（昭和 40 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 3 項中「130 万円」を「200 万円」に、「80 万円」を「150 万円」に改める。

別表 1 の項中「1,300,000 円」を「200 万円」に改め、同表 2 の項中「800,000 円」を「150 万円」に改め、同表 3 の項中「400,000 円」を「80 万円」に改め、同表 4 の項中「300,000 円」を「50 万円」に改め、同表 5 の項中「300,000 円」を「30 万円」に改め、同表 6 の項中「500,000 円」を「100 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第4号

刈谷市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市介護保険条例施行規則（平成12年規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中

「

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営及び高齢者福祉事業の実施のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る訪問調査、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の内容を、市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師、訪問調査に従事した調査員又は当該事業の関係機関に情報提供すること並びに要介護認定・要支援認定に係る介護認定審査会による判定結果を、市と介護保険事業者間の情報共有システムに掲載することに同意します。

本人氏名

(代筆者氏名)

本人との関係

)

」

を

「

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営及び高齢者福祉事業の実施のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師、認定調査に従事した調査員又は当該事業の関係機関に提示すること（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合又は市と介護保険事業者間の情報共有システムで電子的に行う場合を含む。）に同意します。

本人氏名

(代筆者氏名)

本人との関係

)

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。